

事 務 連 絡
令和4年 1月28日

幼児教育・保育施設入園児童保護者 様

古河市役所 福祉部 子ども福祉課

まん延防止等重点措置に伴う幼児教育・保育施設における対応について

日頃より市の幼児教育・保育行政につきましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

すでに報道されています通り、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、国のまん延防止等重点措置地域に茨城県が追加され、茨城県内全域が措置地域となりました。実施期間は令和4年1月27日（木）～令和4年2月20日（日）となっております。（※今後、感染状況に応じて、実施期間の延長などの見直しが行われる場合があります。）

こうした措置は社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクを抑えつつ効果的な対策を徹底するものであり、これにより保育を必要とする方が大幅に減少することも想定できないことから、登園自粛を求めず原則開所とする対応が求められているところです。

古河市としましても、保育を必要としている方へ必要な保育を提供するため、感染防止策の徹底を行いつつ通常通り開所し、登園自粛につきましても求めないことといたします。

感染がご心配な方や、家庭で保育できる方が登園を自粛することは差支えありません。お休みしていただいた期間は欠席期間に含めませんが、お休みした期間の保育料等の返還はいたしかねますのでご了承下さい。

また、引き続きお子様の体温測定やうがい手洗い、こまめな換気や消毒など基本的な感染予防に取り組んでいただくとともに、万一ご家族、園児の皆様がコロナ陽性になった場合には、濃厚接触者の特定等の対応が必要になるため、速やかに利用施設へご連絡下さいますようお願いいたします。ご負担をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】〒306-0291 茨城県古河市下大野2248
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課
TEL：0280-92-3111（内線3327・3328・3329）